

## ○地方公務員災害補償基金代表者 委員会会議規則

(平成十五年十一月十二日  
代表者委員会決定)

(趣旨)

**第一条** 地方公務員災害補償基金代表者委員会（以下「代表者委員会」という。）の会議に關しては、地方公務員災害補償基金定款（以下「定款」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(出席の有無の届出)

**第二条** 代表者委員会の委員（以下「委員」という。）は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ代表者委員会の委員長（以下「委員長」という。）に届け出なければならぬ。

(開会及び閉会)

**第三条** 出席委員の数が定款第四条の三第三項に規定する定足数に達したときは、委員長が開会を宣告する。

2 閉会は、委員長が宣告する。

(表決の方法)

**第四条** 表決の方法は、挙手による。ただし、委員長は、他の表決方法を用いることができる。

地方公務員災害補償基金代表者委員会会議規則

2 委員長は、出席委員に異議がないと認めるときは、これを確かめた後、表決の手続をとらないで、可決したものとしてその旨を宣告することができる。

(補則)

**第五条** この規則に定めるものを除くほか、代表者委員会の会議に關し必要な事項は、委員長が会議に諮つて定める。

附則

この規則は、平成十五年十一月十二日から適用する。